

公立保育施設の新たな役割について

子ども未来部 公立保育幼稚園課

1. 政策等の背景・目的及び効果

令和4年9月に策定した「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン（後期プラン）」における公立施設の担うべき役割を果たすため、大規模な自然災害など不測の事態により、施設の損壊等が生じて就学前施設の運営継続が困難となった場合においても、災害復旧や社会機能維持のために求められる応急保育を公立施設において実施します。

あわせて、未就園児を含む全ての子育て家庭に対する支援を強化するため、国における令和8年度からの本格実施を見据え、こども誰でも通園制度を公立施設において試行的に実施します。

2. 内容

(1) 災害時における応急保育の実施について

①実施場所

市立渚西臨時保育室 及び 市立サダ西臨時保育室

※上記施設が使用できない場合は、市立教育文化センター及び市立サプリ村野で実施します。

②対象児

保育所、認定こども園等に通っている児童のうち、両親（ひとり親家庭含む）が、ともに以下のいずれかに該当する家庭の児童とします。

- ・医療従事者（災害拠点病院等に勤務している医師、看護師等）
- ・防災関係者（消防、自衛隊、警察官で、災害業務に携わる者）

③実施時間

応急保育実施場所の安全確認を行った上で、自然災害などによる被害状況等を踏まえ、必要な時間帯において実施します。

④申込方法

市ホームページ等で登録の案内を行い、利用を希望される場合には、事前に登録していただく
事前登録制とします。

⑤給食等

昼食、おやつ、飲み物は持参とし、給食の提供は行いません。ただし、災害直後の時期に保護者が食事を持参できない場合等には、救急カレー等で対応します。

(2) こども誰でも通園制度の試行実施について

①実施場所

市立渚西臨時保育室 保育室

②対象児

0歳6か月～満3歳未満の未就園児

③利用時間

月10時間を上限とし、1回2.5時間の定期利用（3か月単位のコース設定、1コース12回）

④利用料金

1回あたり750円（国設定の1時間300円から設定、おやつ提供は別途実費50円）

3. 実施時期（予定）

（1）災害時における応急保育の実施について

令和7年2月 教育・子育て委員協議会において説明

令和7年3月 広報やホームページで登録案内

令和7年4月 事業開始

（2）こども誰でも通園制度の試行実施について

令和7年2月 教育・子育て委員協議会において説明

令和7年3月 3月定例会議会において関係条例の制定・改正

令和7年7月 事業開始

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
 施策目標15 子どもたちが健やかに育つことができるまち
第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画
 施策目標 6 地域における子育ての相談・支援

SDGs との関連



5. 関係法令・条例等

児童福祉法、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

枚方市臨時保育室条例

6. 事業費・財源及びコスト

《令和7年度事業費》 ※令和7年度当初予算に計上予定

こども誰でも通園制度の試行実施に要する経費

人件費及び備品購入費等 15,285千円

《財源内訳》

国庫支出金 4,149千円（子ども・子育て支援交付金）

利用料等 1,604千円

一般財源 9,532千円